

第1章 計画策定の趣旨

福岡市では平成21年4月に「福岡市動物愛護管理推進実施計画」(以下「第1次計画」)を策定し、同計画に基づき施策に取り組んできた結果、犬猫の殺処分数及び収容頭数は大幅に減少し、一定の成果を上げてきました。一方で、飼育マナーの欠如による周辺住民への迷惑の発生や多頭飼育による飼育放棄が後を絶たちません。また、高齢化社会の進展に伴い、生活の伴侶としての動物飼育が高齢者の間にも広がり、飼育継続が困難となるなどの相談も増えています。

このような中、動物取扱業の適正化及び終生飼育の一層の推進を図るため、平成24年9月、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」)が改正され、平成25年8月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」)が改正されました。福岡県では基本指針に即し、平成26年3月に「第2次福岡県動物愛護推進計画」(以下「県推進計画」)を策定しています。

そこで、第1次計画に基づく取みの結果及び現状分析により抽出された課題への対応、並びに基本指針及び県推進計画をふまえて、今後の福岡市における施策を効果的に推進するため「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定しました。